

殊ニ後世兵亂相繼ギ、朝儀荒廢スルニ及ビテハ、用途ノ不足ニヨリテ毎ニ行ハレズ、應仁亂後ノ如キハ二十餘年間中絶シ、長享、延徳ノ頃ニ及ビテ再興アリシカドモ、其後復タ毎年之ヲ行フコト能ハズ、織田氏興リテ皇室ヲ尊ビ、次テ豊臣氏、徳川氏等一統ノ業ヲ成スニ及ビ、天正ノ末年ヨリ漸ク昔日ノ儀ニ復スルコトヲ得タリ、

節會ノ日、群臣ノ裝束ハ、文官ハ其位次、官職ニ應ジテ、有文帶又ハ巡方帶ニ魚袋ヲ著ケ、飾劍又ハ螺鈿劍ヲ用キ、武官ハ卷纓ニ闕腋ノ袍ヲ著クルヲ例トス、

名稱

〔日本書紀二十五〕白雉元年二月甲申、朝廷隊杖、如元會儀、ツイタチノヨソホヒムツキノ別ノ

〔増山の井〕元日節會セチエ諸司奏、七曜御曆、冰様、腹赤、國栖奏、くす笛、

〔公事根源 正月〕元日節會略抑此節會は、天子紫宸殿に渡御なりて、群臣百官に酒を給て宴會

有儀也、略中 宴會と書くは、とよのあかりとよめり、大かたのせちゑの名にて侍にや、豊明節會

には限べからず、

〔名目抄 恒例 諸公事〕元日宴クシニエム今世諸人、以僧爲師、爰僧云ニ元日、故爲誠之註之、

〔顯昭陳狀〕元日宴

左 顯昭

むつきたつけふのまとるや、百敷の豊の明の始なるらん

〔倭訓栞 前編 十八〕とよのあかり 日本紀に宴會、宴竟、又樂府、古事記、内裏式に豊樂をよめり、豊

明の義也、夜を日について酒宴するをもて名くる也、

〔令義解 雜 十〕凡正月一日、七日、十六日、略中 皆爲節日、其普賜、臨時聽勅、

〔江次第抄 一〕元日宴會 凡節會有大儀、中儀、小儀、略中 元日踏歌謂之小儀、大夫以上預焉、其中儀、小

儀、皆著常袍、

〔延喜式 十一 太政官〕凡元日朝賀畢、賜宴次侍從以上、大臣侍殿上、行事事見儀式

制度

定内辨以下職員